

柏の森建築協定の概要

宅地の制限

建築物の敷地は、建築協定締結時の区画とする。

(ただし、分割後の1区画の面積が建築協定締結時以上ものは、この限りでない。)

建築物の用途

1区画に1戸の専用住宅(原則1世帯または親子等の2世帯が居住する住宅)

(ただし、日用品販売を主たる目的とする店舗等との併用住宅又は入院施設のない診療所併用住宅で、建築協定運営委員会が住環境を損なわないと認めたものはこの限りでない。)

建築物の階数

地階を除き2以下

建築物の高さ

最高の高さ 10 m以下(現況地盤面から)

最高の軒高 7 m以下(現況地盤面から)

建築物等の色彩及び意匠

良好な住宅地に調和するもので、建築協定運営委員会が住環境を損なわないと認めたもの